法 3.7.8 1643

七月廿八日。

日本橋郵便局通因支分ノ勤務、櫻紀組千文郎ノ勤務左ノ通リ

記。

一千住文郎

千住郵便局ニ於テハ過ル一月廿四日郵便監視ノ為メニ郵便物集配ノ模樣ヲ内偵セシメタル處集配人小林保次ハ飯村春吉ト申ス者ノ宛名ニ對スル葉書十四枚ヲ配達セズシテ郵便物ヲ配達セズ爲メ何等ノ理由ナクシテ自宅ヘ持チ帰リタルコト判明シタルニ依リ伊藤局長ハ始末書ヲ提出セシメタル同人等ハ通知ナク同局長ハ千住文郎ヲシテ罷免上文郎ハ其ノ業務上作業ヲ相談ノ提出セシメ再三勧告シタルモ拒ミ之ヲ提出セザリシ際ナリシ爲メ免ストシテ同月廿八日解[illegible]

財團法人協調會